

介護保険だより

～平成18年度
介護保険料について（後編）～

広報5月号(前編)では、介護保険料の所得段階別保険料についてお知らせしましたが、今回は、その保険料の納め方や納期ごとの保険料の額についてです。

ご自分がどのように介護保険料を納付するのかなどをご確認ください。



保険料の納め方

介護保険料は、原則として年金から納めることとなりますが、年金の受給額によって納め方が異なります。具体的な納め方は次のとおりです。

- ① 「**特別徴収(年金支給日に年金から天引き)**」
- ② 「**普通徴収(納付書や口座振替による個別納付)**」の2種類があり、場合によって、
- ③ 「**特別徴収**」と「**普通徴収**」の併用になることがあります。

① 「特別徴収」

特別徴収の対象者 ➡ 老齢・退職(基礎)・遺族・障害年金が年額18万円以上の人

納付回数は、平成18年4月～平成19年2月までの偶数月、6回/年です。

仮徴収...仮に算定された保険料を納めます。

4月(1期)

6月(2期)

8月(3期)

本徴収...前年中の所得などをもとに確定した保険料から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます。

10月(4期)

12月(5期)

2月(6期)

役場から6月中旬に本徴収の通知(納入通知書)を送付しますので、ご確認ください。

新たに遺族年金と障害年金が特別徴収の対象となりました。

前年度中に65歳になった人は、受給している年金額に関係なく、本年度9月分までは普通徴収で納めます。